

京都市訓令甲第26号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼 兼

別表第1第2類の款産業観光局農林部の項中「産業観光局農林部」を「産業観光局農林振興室」に、「農業指導所」を「農業指導所，京北農林事務所」に改め，同款保健福祉局保健衛生推進室の項中「桃陽病院」を「京都市立京北病院，桃陽病院」に改める。

別表第2事業所の長の項第1号，第2号及び第4号中「準ずる」を「準じる」に改める。

別表第2次長（歴史資料館次長及び総合療育所次長を除く。），事務局次長及び副園長の項中「及び総合療育所次長」を削り，同表課長，部長，産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長，知的障害者更生相談所長，総合療育所次長，青葉寮長，児童療育センター所長，統括部長並びに総看護師長（衛生公害研究所の課長を除く。）の項中「，知的障害者更生相談所長，総合療育所次長」を削る。

別表第2身体障害者リハビリテーションセンター所長の項の次に次の1項を加える。

身体障害者 リハビリテ ーションセ ンター相談 課長	(1) 身体障害者手帳の交付及び再交付に関する事。
--	---------------------------

別表第2児童福祉センター院長の項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を第2号とする。

別表第2 児童福祉センター児童相談所相談課長の項第1号中「(次号において「法」という。)」を「第56条第2項による」に改め、「及び第7号の2」を削り、「費用」の右に「(知的障害児施設等(京都市児童福祉法等施行細則第2条第1項第1号に規定する知的障害児施設等をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)」を加え、「徴収額の決定」を「徴収」に改め、同項第2号を削る。

別表第2 児童福祉センター総合療育所長の項中「児童福祉センター総合療育所長」を「児童福祉センター発達相談所長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- |            |  |
|------------|--|
| 児童福祉センター発達 | <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 児童福祉法(以下この項において「法」という。)第21条の11第2項及び第21条の12第1項による支援費の支給の決定(児童居宅介護(法第6条の2第2項に規定する児童居宅介護をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)に関する事。</li><li>(2) 法第21条の11第5項の受給者証の交付(児童居宅介護に係るものを除く。)に関する事。</li><li>(3) 法第21条の13第2項の支給量の変更(児童居宅介護に係るものを除く。)に関する事。</li><li>(4) 法第21条の14第1項の支給決定の取消し(児童居宅介護に係るものを除く。)に関する事。</li><li>(5) 法第21条の24第1項の情報の提供、相談及び助言(児童居宅介護に係るものを除く。)に関する事。</li><li>(6) 法第21条の24第2項のあっせん、調整及び要請(児童居宅介護に係るものを除く。)に関する事。</li><li>(7) 法第21条の25第1項による措置(児童居宅介護に係るものを除く。)に関する事。</li><li>(8) 法第27条第1項及び第7項による措置(法第6条の2第1</li></ol> |
|------------|--|

<p>相談所発達 相談課長</p>	<p>0 項に規定する障害児相談支援事業及び知的障害児施設等に係るものに限る。) に関する事。</p> <p>(9) 法第 2 7 条第 2 項による措置に関する事。</p> <p>(10) 法第 2 7 条第 6 項による意見の聴取 (知的障害児施設等に係るものに限る。) に関する事。</p> <p>(11) 法第 3 0 条の 2 による指示又は報告 (知的障害児施設等に係るものに限る。) に関する事。</p> <p>(12) 法第 3 1 条第 2 項及び第 4 項による措置 (知的障害児施設等に係るものに限る。) に関する事。</p> <p>(13) 法第 3 1 条第 3 項による措置に関する事。</p> <p>(14) 法第 5 6 条第 2 項による第 5 0 条第 7 号の費用 (知的障害児施設等に係るものに限る。) 及び同条第 7 号の 2 の費用並びに法第 5 1 条第 2 号の費用 (児童居宅介護に係るものを除く。) の徴収に関する事。</p> <p>(15) 法第 6 3 条の 2 及び第 6 3 条の 3 による措置に関する事。</p>
-----------------------	--

別表第 2 児童福祉センター総合療育所次長及び青葉寮長の項中「児童福祉センター総合療育所次長」を「児童福祉センター発達相談所診療療育課長」に改める。

別表第 2 京都市立病院経理課長の項中「京都市立病院経理課長」を「京都市立病院管理課長」に改める。

別表第 3 農業指導所長の項中「農業指導所長」の右に「及び京北農林事務所長」を加え、同項第 7 号を同項第 1 3 号とし、同項第 6 号の次に次の 6 号を加える。

(7) 京都市里道管理条例 (次号から第 1 0 号までにおいて「条例」という。) 第 2 条に規定する里道に係る境界の明示に関する事。

(8) 条例第 1 0 条による市長以外の者が施行する里道に関する工事等の承認に関する

ること。ただし、里道の区域の変更を伴うものを除く。

(9) 条例第13条による通行の禁止及び制限に関すること。

(10) 条例第32条及び第33条による土地の立入調査等に関すること。

(11) 京都市水路等管理条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する農  
用水路等に係る境界の明示に関すること。

(12) 条例第27条及び第28条による土地の立入調査等に関すること。

別表第3生活館長の項の次に次の2項を加える。

京都市立京 北病院長	(1) 1件20,000円以下の収入決定に関すること。 (2) 使用料,手数料その他諸収入の徴収に関すること。 (3) 1件20,000円以下の支出決定に関すること。 (4) 水道,ガス,電気及び電話の料金,清掃手数料金その他定例 的な経費の支出決定に関すること。 (5) 1件400,000円以下の物品等の調達決定及び契約並び にこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 (6) 1件1,000,000円以下の薬品,医療機器及び診療用 材料の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に 関すること。 (7) 1件1,000,000円以下の建物,設備及び構内地の小 規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定 に関すること。
京都市立京 北病院企業 出納員	(1) 小切手の振出しに関すること。 (2) 物品の出納及び保管に関すること。 (3) 資金前渡又は概算払の精算に関すること。

別表第3土木事務所長の項の次に次の1項を加える。

西部土木事務所担当課長	(1) 前項各号に掲げる事項に関する事。ただし、右京区役所京北出張所の所管区域内におけるものに限る。 (2) 京都市土木事務所長委任規則により土木事務所長に委任された事項に関する事。ただし、右京区役所京北出張所の所管区域内におけるものに限る。
-------------	--

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)